

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令案 新旧対照条文 目次

○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄）（附則第三条関係）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（附則第四条関係）	2

○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄）
 （附則第三条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日及び適用年度）</p> <p>1 略 2～8 略</p> <p style="text-align: center;">（都府県の一般財源の額に係る特例）</p> <p>9 第三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「地方道路譲与税」とあるのは、「<u>地方法人特別譲与税、地方道路譲与税</u>」とする。</p> <p>10 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第三条第二項の規定の適用については、同項中「地方道路譲与税」とあるのは、「<u>特別交付金（同法附則第四条第一項に規定する特別交付金をいう。）</u>、<u>地方道路譲与税</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日及び適用年度）</p> <p>1 略 2～8 略</p> <p style="text-align: center;">（都府県の一般財源の額に係る特例）</p> <p>9 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第三条第二項の規定の適用については、同項中「地方道路譲与税」とあるのは、「<u>特別交付金（同法附則第四条第一項に規定する特別交付金をいう。）</u>、<u>地方道路譲与税</u>」とする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（自治財政局の所掌事務の特例） 第五条 略</p> <p>（自治税務局の所掌事務の特例） 第五条の二 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関する事務をつかさどる。こ の場合において、同条第一号中「地方税、」とあるのは、「地方税（地 方法人特別税を含む。以下同じ。）」、地方法人特別譲与税、「とする。」 方法人特別税を含む。以下同じ。）」、地方法人特別譲与税、「とする。」 （郵政行政局の所掌事務の特例） 第五条の三 略 一 略 二 略 2 略</p> <p>（大臣官房参事官の設置期間の特例） 第六条 略</p>	<p>（自治財政局の所掌事務の特例） 第五条 略</p> <p>（郵政行政局の所掌事務の特例） 第五条の二 略 一 略 二 略 2 略</p> <p>（大臣官房参事官の設置期間の特例） 第六条 略</p>

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 略

2～4 略

(自治税務局企画課の所掌事務の特例)

第十五条の二 自治税務局企画課は、第六十三条各号に掲げる事務のほか、
、当分の間、地方法人特別譲与税に関する事務をつかさどる。

(自治税務局都道府県税課の所掌事務の特例)

第十五条の三 自治税務局都道府県税課は、第六十四条各号に掲げる事務
のほか、当分の間、地方法人特別税に関する事務をつかさどる。

(情報通信政策局情報通信政策課の所掌事務の特例)

第十六条 略

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 略

2～4 略

(情報通信政策局情報通信政策課の所掌事務の特例)

第十六条 略